

令和6年4月開所に向けた民間保育所等の整備について（概要版）



🏠 受入枠確保に向けた取組

保育の受入枠確保にあたっては、地域や年齢ごとに異なる保育ニーズを踏まえ、既存の保育施設を最大限活用しつつ、必要な場所へ新規整備を進めています。そのうえで、特に不足する**1・2歳児の受け入れ枠拡大**を中心に各種事業を行っています。

🏠 整備事業 募集スケジュール ※過年度実績を踏まえた現時点（R4.10）見込み

<内装整備費補助事業・自主整備事業・既存施設連携型1・2歳児園整備費補助事業>

重点相談 令和4年10月21日（金）～ 11月30日（水）

第1次募集 令和5年1月下旬～2月中旬

第2次募集 4月中旬～5月中旬

<小規模保育事業>

重点相談 令和4年10月21日（金）～ 11月30日（水）

第1次募集 令和5年2月上旬～4月上旬

第2次募集 4月中旬～5月中旬

※ **近年の機器不足に早期に対応できるよう、令和5年度からは入札を行うスケジュールを1～2か月程度前倒しすることを検討しています。そのため、付随して実施設計の期間も短縮される可能性があります。ご注意ください。**

🏠 既存施設連携型1・2歳児園について

市内において、保育所等（認可保育所、認定こども園又は幼稚園）の運営事業者が、自らが運営する保育所等を3歳児以上の受入先として活用し、新たに1, 2歳児の受け入れが可能な施設（1・2歳児園）を駅近くに整備する事業です。



🏠 新規整備にあたっての留意事項

● 定員

- ・認可保育所の場合、定員は原則60名以上としてください。
- ・定員構成について、近年の保育ニーズを踏まえ、1歳児からの受け入れ枠が大きくなるよう（0歳児を設定しない等）設定をお願いします。

● 地域型保育事業との連携について

周辺の地域型保育事業の連携施設となるよう、2歳児と3歳児の定員差についてもご配慮ください。

● 近隣対応について

保育所の整備と運営を円滑に行うためには、周辺住民等の理解と協力が必要です。整備予定地の近隣住民等（特に隣接敷地の住民、町内会等）の関係者に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。近隣要望等については、法人の責任において、誠意を持って対応してください。

● 施設長予定者について

応募後から開所までの間に施設長予定者を変更することは、審査対象の変更になるため、原則として認めません。また、開所後3年間についても、園の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、施設長の変更は原則として認めません。

🏠 既存保育施設の活用について

● 定員構成の見直し及び定員外受入

1・2歳児は依然としてニーズが高く待機児童・保留児童の大半を占めています。一方、0歳児や3歳児以上は定員割れが生じています。年齢ごとのニーズにあわせた、年齢別の定員変更や定員外受入れの実施にご協力をお願いします。

【定員構成の見直しに対する補助メニュー】

▶ 0歳児の定員削減 おとが 2歳以上の定員割れを1歳児の定員に付け替える定員変更に対する助成 <1歳児新規受入れ枠拡大促進事業助成金>

▶ 1・2歳児の定員増や、小規模保育事業等の「卒園後の進級先」の確保としての3〜5歳児の定員増に伴う物品購入や改修にかかる経費の一部への補助 <待機児童解消促進事業補助金>

● 定員拡大

要件を満たす場合、老朽化した設備改修費や、定員増等に伴う物品購入費、工事費等へ補助金を交付します。<中規模な改修事業（認可保育所等）>や<横浜市待機児童解消促進事業補助金（受け入れ枠の増加）>、<既存施設の定員増改修補助事業（認可保育所）>

● 年度限定保育事業

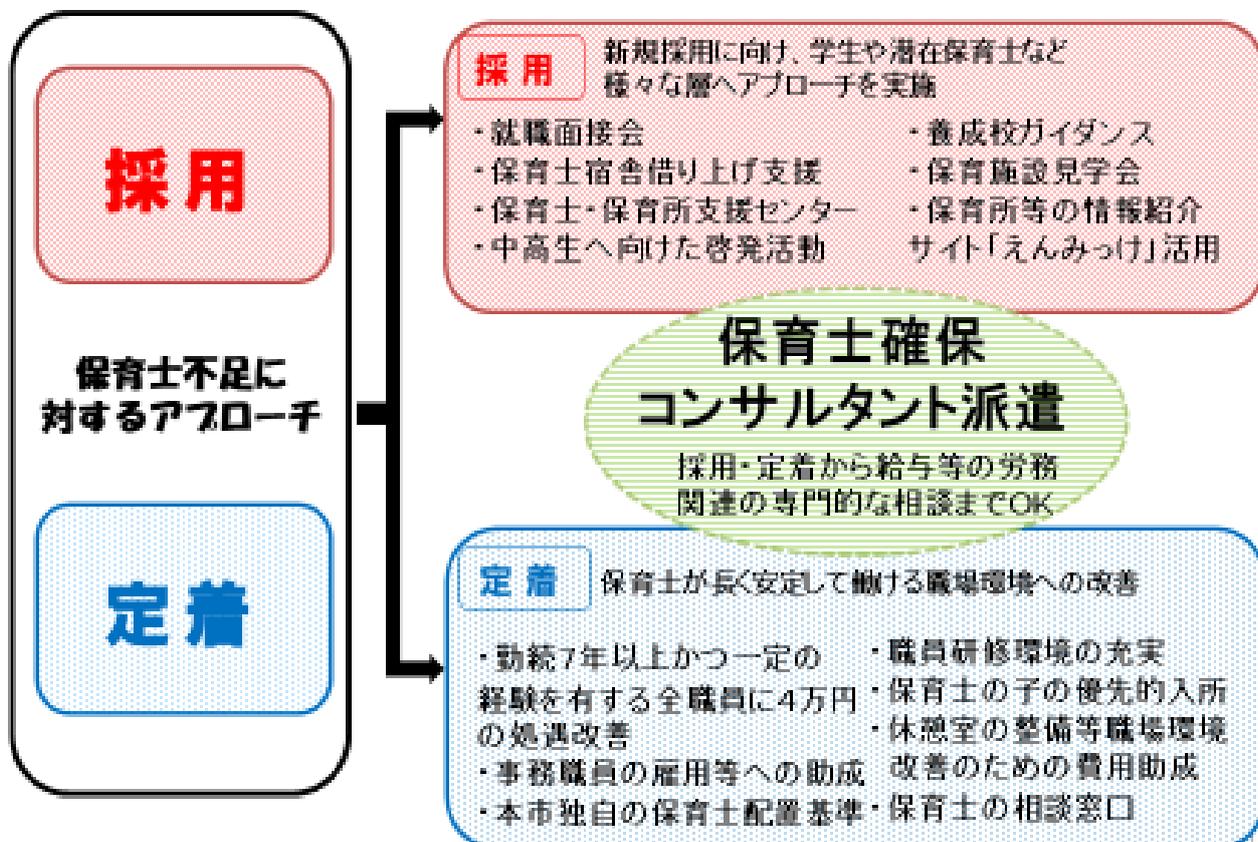
保育施設の空きスペース等を活用し、1，2歳児を1年度の期間限定で受け入れます。（令和3年度から、小規模保育事業も実施対象となりました。また令和4年度からは、第2子以降の保育料の負担軽減を行っています。）

● 保育園バスの活用

認可保育所及び小規模保育所の利用促進を図ることを目的とした保育園バスの購入費用に対して、一部費用を補助します。<保育園バス購入費等補助事業>

🏠 保育士確保・定着に向けた取組

保育士の確保や定着に向けた各種支援をおこなっています。



詳細について市HPに掲載しています。保育所の整備をご検討している場合は必ずご確認ください。

URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/r5_4hoikujoseibi.html

お問合せ先：横浜市子ども青少年局 保育対策課 045-671-4469

子ども施設整備課 045-671-4146

